

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 3 号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子、石附幸子、中山 均
要 旨	<p>厳しい日本経済に感染症拡大が追い打ちをかけ、地域経済を担う中小・零細企業が倒産、廃業する深刻な危機に直面しています。感染拡大で、ライフラインを守る労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済の停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート、派遣、アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。リーマンショックの際、世界的には賃金引上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。感染症を乗り越え、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善、大幅引上げによる賃金底上げが必要です。</p> <p>御承知のとおり日本の最低賃金は、都道府県ごとに4ランクに分けられ、2020年度の地域別最低賃金改定では、最高のAランク東京都は1,013円、Cランク新潟県は831円、最低県は792円（Dランク）です。これでは、毎日8時間働いても月11万円から14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。</p> <p>新潟県の最低賃金は関東甲信越、北陸13都県中、長期にわたって最低クラスを続けています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和3年3月9日 文教経済常任委員会
受 理	令和3年2月18日 第565号

私どもが加盟する全国労働組合総連合（全労連）が行っている最低生計費調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をする上で必要な最低生計費は、月に22万円から24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円前後が必要です。新潟市東区在住の25歳単身世帯でも最低限、時給1,613円が必要な調査結果が出ています。

こうした中、新潟県内でも最低賃金改善と地域経済回復を求める声が上がりに始まり続けています。2019年度の新潟県最低賃金の改定に関しては、県内30自治体のうち15自治体首長が新潟地方労働局長に対し、最低賃金大幅引上げと地域経済回復のための要請書を提出し、新潟県弁護士会長も同労働局長に、地域別最低賃金の格差改善などを求める要請書を近年、毎年提出しています。また2020年、花角県知事も最低賃金の地域間格差について問題視し、新潟地方労働局長に要請書を提出しています。

国会では、政権与党である自民党内で、最低賃金の全国一元化を目指す議員連盟が2019年2月に発足し、昨年12月15日には、都道府県別に決められる最低賃金を全国一律にする提言がまとめられました。提言では、全国一律に向け、政府に検討の場を設けるよう要望し、中央で引上げ幅の目安を定めた上で、地方でそれぞれ最低賃金を最終決定する現行制度は、根本的に再検討すべきとしています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法第9条は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」としています。

については、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援の拡充を実現するため、政府関係機関に対し意見書を提出するようお願いいたします。